



# 鳥取県公報

平成15年 2月28日(金)  
第 7 4 6 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (117) (県民室) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定 (118) (健康対策課) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (119) ( " ) .....	2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (120) (県民活動推進課) .....	2
	特定計量器の定期検査の実施 (121) (経済交流課) .....	3
	県営土地改良事業計画の決定 (122) (耕地課) .....	3
	県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (123・124) ( " ) .....	3
	国土調査の成果の認証 (125) ( " ) .....	4
調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (水産課) .....	5
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....	8

## 告 示

### 鳥取県告示第117号

鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) 第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則 (平成11年鳥取県規則第63号) 第10条の規定により次のとおり告示する。

平成15年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県臨時的任用職員採用試験	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点 (不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表日から1月間	総務部職員課

### 鳥取県告示第118号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行

令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町二丁目143	平成15年2月1日
博成薬局	鳥取市雲山147 - 21	平成15年2月10日

#### 鳥取県告示第119号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町二丁目143	平成15年1月31日

#### 鳥取県告示第120号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年4月20日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成15年2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアホーム

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山澤 由美子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市博労町一丁目182 - 11

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、自立支援が必要と思われる児童に対し、義務教育終了後の自立を図るため、生活の基盤となる住居を提供し、児童の相談その他日常生活上の援助に関する事業を行い、児童の健全育成に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第121号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 実施区域

鳥取市、境港市、気高郡、東伯郡北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡並びに日野郡

## 2 実施期間

平成15年 4月 1日（火）から平成16年 3月31日（水）まで

## 3 実施場所

当該特定計量器の存する場所

**鳥取県告示第122号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業西坪地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年 2月28日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

名和町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第123号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成15年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業佐治川流域地区農道整備	平成13年11月14日
県営中山間地域総合整備事業佐治川流域地区区画整理（柝原工区）	平成9年5月20日

県営中山間地域総合整備事業佐治川流域地区区画整理（尾際工区）	平成11年12月14日
県営中山間地域総合整備事業佐治川流域地区区画整理（余戸工区）	平成12年8月7日
県営中山間地域総合整備事業佐治川流域地区農業用排水	平成13年11月14日
県営中山間地域総合整備事業佐治川流域地区ため池等整備	平成13年11月14日

**鳥取県告示第124号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業泊地区区画整理	平成14年3月25日
県営中山間地域総合整備事業泊地区農業用排水	平成8年8月30日
県営中山間地域総合整備事業泊地区客土	平成9年5月26日

**鳥取県告示第125号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八 東 町	平成13年度から 平成14年度まで	八東町（大字三浦及び大字三山口の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字三浦及び大字三山口の各一部	平成15年2月28日
中 山 町	平成10年度から 平成14年度まで	中山町（羽田井、束積、樋口、石井垣、潮音寺及び赤坂の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町羽田井、束積、樋口、石井垣、潮音寺及び赤坂の各一部	〃
中 山 町	平成10年度から 平成14年度まで	中山町（羽田井、樋口、石井垣、潮音寺、赤坂及び下甲の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町羽田井、樋口、石井垣、潮音寺、赤坂及び下甲の各一部	〃

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 売却内容

#### (1) 売却物件の名称及び数量

元鳥取県漁業取締船「はやぶさ」 1隻

#### (2) 売却物件の概要

ア 船質 軽合金

イ 船型 ディープ 型

ウ 総トン数 46トン

エ 主要寸法 23.5m（長さ）×5.3m（幅）×2.7m（深さ）

オ 航海速力 28.41ノット

カ 定員 8名

キ 主機関 GM16V - 92T I 1,000P S ×2,170R P M 2基

ク 建造所 日立造船株式会社舞鶴工場

ケ 竣工年月日 昭和62年3月20日

コ 船舶検査証書有効期限 平成16年3月22日

#### (3) 売却物件の所在地

鳥取市港町8 鳥取県立鳥取港海友館前岸壁

#### (4) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、見積もった金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年2月28日（金）から同年3月14日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

### 4 入札手続等

#### (1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整係

電話 0857 - 26 - 7318

#### (2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

## (ア) 交付期間及び時間

平成15年2月28日(金)から同年3月13日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

## (イ) 交付場所

## (1)の場所

## イ 郵送による場合

平成15年2月28日(金)から同年3月12日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

## (3) 現場説明

行わない。ただし、(1)の問合せ先の下見を希望する旨を申し出た上で、1の(3)の場所において平成15年3月13日(木)まで下見することができる。

## (4) 郵便による入札

不可とする。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年3月14日(金)午後1時30分

鳥取県庁農林水産部入札室(本庁舎4階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年3月14日(金)午後1時30分までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

## 7 その他

## (1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (4) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 売却内容

## (1) 売却物件の名称及び数量

元鳥取県漁業取締船「はやぶさ」上架用架台 1台

## (2) 売却物件の概要

ア 材質 鋼

イ 寸法 8.3m (長さ) × 4.7m (幅) × 1.4m (高さ)

ウ 総重量 約4トン

エ 作成年月 平成7年11月

## (3) 売却物件の所在地

鳥取市港町10 旧鳥取造船工業株式会社跡地

## (4) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、見積もった金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年2月28日（金）から同年3月14日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

## 4 入札手続等

## (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整係

電話 0857 - 26 - 7318

## (2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成15年2月28日（金）から同年3月13日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成15年2月28日（金）から同年3月12日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

## (3) 現場説明

行わない。ただし、(1)の問合せ先に下見を希望する旨を申し出た上で、1の(3)の場所において平成15年3月13日（木）まで下見することができる。

## (4) 郵便による入札

不可とする。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年3月14日(金)午後2時

鳥取県庁農林水産部入札室(本庁舎4階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年3月14日(金)午後2時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

## 7 その他

## (1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (4) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

(1) 業 務 名 境港市場1・2号防風防暑施設増築工事設計委託

(2) 業務内容

本件業務は、境港市昭和町の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の次に掲げる1号上屋及び2号上屋の防風防暑施設増築工事に係る基本設計及び実施設計の業務(建築設備工事及び外構工事に係るものを含む。)を行うものである。

1号上屋 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造平家建

延べ面積 1,480㎡

2号上屋 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造平家建

延べ面積 1,320㎡

(3) 履行期間 平成15年3月から同年11月28日まで



(4) 予定価格 24,314,850円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(4) 平成12年鳥取県告示第665号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成13年鳥取県告示第695号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(5) 平成15年2月28日(金)から同年3月7日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 建築士法第4条の規定による一級建築士の免許を受けている者を4名以上有すること。

(7) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物(鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。)の建築設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(8) 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

## 3 技術資料の作成及び提出

### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年2月28日(金)から同年3月7日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成15年2月28日(金)から同年3月7日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

#### ウ 提出方法

持参すること。

### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(4)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。